第1章 手帳:各種サービス等を利用する際に必要

身体障害者手帳

身体障がいをお持ちの方が、各種の援護や制度上の便宜を受けるために必要な手帳です。

区分	内容
対 象 者	上肢・下肢・体幹・目・耳・平衡・言語・心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓・免疫・脳原性運動機能のいずれかに永続する障がいのある方(18歳未満も含む)。 障がいが重いほうから1級~6級に分かれています。
申請手続	① 申請書(用紙は保健福祉課にあります)② 印鑑③ 診断書(指定を受けた医師が記入したもの)④ 本人の写真(タテ4cm×ヨコ3cm 上半身 無帽のもの) 等⑤ マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
届出等	※次のようなときは、再度届出が必要です。 ① 住所や氏名が変わったとき ② 手帳を紛失・破損したとき ③ 障がいの程度に変更が生じたとき ④ 死亡などにより手帳を必要としなくなったとき(返還) ⑤ 他の市区町村から転入したとき(※転出先で手続きをします)
問合せ先	役場 保健福祉課 (O247-36-4123)

療育手帳

知的障がいをお持ちの方が各種の援護や制度上の便宜を受けるために必要な手帳です。

区 分	内容
対 象 者	児童相談所や障がい者総合福祉センターで知的障がいと判定された方 (18歳未満も含む)。程度により大きくAとBに分かれています。
申請手続	① 申請書(用紙は保健福祉課にあります) ② 印鑑 ③ 本人の写真(タテ4cm×ヨコ3cm 上半身 無帽のもの) ④ 身体障害者手帳の交付を受けている方はその手帳 ⑤ 特別児童扶養手当を受けている方はその証書 等
届出等	 ※次のようなときは再度届出が必要です。 ① 住所や氏名が変わったとき ② 手帳を紛失・破損したとき ③ 障がいの程度に変更を生じたとき ④ 死亡などにより手帳を必要としなくなったとき(返還) ⑤ 他の市区町村から転入したとき(※転出先で手続きをします) ※手帳には次期判定の年月記載がされている場合があります。記載のある場合は、次回判定月前に再度判定を受けて下さい。
問合せ先	役場 保健福祉課 (O247-36-4123)

※療育手帳の名称は、都道府県によって異なります。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいをお持ちの方が各方面の協力による各種の支援策を受けるために、必要な手帳です。

区 分	内容
対 象 者	精神障がいのために、長期間日常生活又は社会生活に制約があると 認められた方。1級~3級に分かれています。
申請手続	① 申請書(用紙は保健福祉課にあります) ② 印鑑 ③ アかイのどちらか ア:診断書(精神障がいに係る初診日から6ヶ月経過したもの) イ:年金証書の写し、直近の年金支払通知書又は年金振込通知書の 写し、同意書 ④ 本人の写真(タテ4cm×ヨコ3cm 上半身 無帽)※写真は希望制 ※更新の方は、精神障害者保健福祉手帳を持参 ⑤ マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
届出等	※次のようなときは再度届出が必要です。 ① 住所や氏名が変わったとき ② 手帳を紛失・破損したとき ③ 障がいの程度に変更が生じたとき ④ 死亡などにより手帳を必要としなくなったとき(返還) ⑤ 他の県や市区町村から転入したとき ※手帳には有効期間があります。(手帳交付日より2年間)期限が切れる3ヶ月前から更新の手続きが可能です。
問合せ先	役場 保健福祉課 (O247-36-4123)

▶解説 : 障がい等級による種別・級別について

第1種 原則として、交通機関での移動の際、介護者が必要と認められた方 第2種 交通機関での移動の際、介護者を必要としない方

※各種割引や減免などで、第1種の方と第2種の方では、取扱いが異なります。

身体障がい者手帳

|療育手帳 (福島県)

1級・2級 重度の身体障がい者 A (最重度・重度)

3級・4級 中度の身体障がい者

5級・6級 軽度の身体障がい者 B (その他)

日常生活において常時介護を

要する程度のもの

Aに該当する程度の障がい以外

精神保健福祉手帳

- 1級 精神障がいであって日常生活の介助を受けなければすませることが殆どできない 程度のもの
- **2級** 精神障がいであって日常生活が著しい制限を受けるか、又は制限を加えることを 必要とする程度のもの
- 3級 精神障がいであって日常生活もしくは社会生活に制限を受けるか、又は日常生活 もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの